

令和5年4月13日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官


令和4年（行コ）第5号 久米至聖廟撤去を怠る事実の違法確認等請求控訴事件
(原審・那霸地方裁判所令和2年（行ウ）第10号)

口頭弁論終結日 令和5年1月26日

5

判 決

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

10 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人市長が、原判決別紙物件目録記載の各土地につき、補助参加人に対し、上記各土地を敷地とする原判決別紙施設目録記載の久米至聖廟（本件施設）の収去及び上記各土地の明渡しを請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
- 3 被控訴人市が、補助参加人に対し、令和元年5月29日にした本件施設を対象とする固定資産税減免処分のうち、大成殿及び啓聖祠（床面積合計84.37 m²）に係る部分が無効であることを確認する。

20 第2 事案の概要等（以下、略称については原判決のとおり。ただし、原判決中、「原告」を「控訴人」と、「被告」を「被控訴人」と、「当庁」を「那霸地方裁判所」と、「別紙」を「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。）

25 1 本件は、被控訴人市の住民である控訴人らにおいて、当時の那霸市長が平成26年3月28日付けで補助参加人に対して原判決別紙物件目録記載の各土地所在の松山公園（被控訴人市が管理する都市公園）の敷地（本件土地）内に久米至聖廟（本件施設）を設置することの許可をし、かつ、令和元年5月19日

5 付けて本件施設の一部である大成殿及び啓聖祠について固定資産税の減免処分
（本件減免処分）をしたことは、政教分離原則（憲法20条1項後段、同条3
項、89条）に違反する無効なものであると主張して、①被控訴人市長に対し、
地方自治法242条の2第1項3号に基づき、補助参加人に対して本件施設の
撤去及び本件土地の明渡しを請求することを怠る事実（本件怠る事実）が違法
であるとの確認を求める（原審における請求の趣旨第1項（控訴の趣旨第2
項に対応））とともに、②被控訴人市に対し、同条1項2号に基づき、補助參
加人に対する本件減免処分のうち大成殿及び啓聖祠に係る部分が無効であるこ
との確認を求めた（原審における請求の趣旨第2項（控訴の趣旨第3項に対
応））事案である。
10

原審が控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らがこれを不服と
して控訴した。

2 15 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次の
とおり訂正するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の2から5までのとお
りであるから、これを引用する。

- (1) 原判決4頁13行目の「丙150」の後に「、弁論の全趣旨」と加える。
(2) 原判決24頁18行目の「度の」を「との」に、27頁26行目の「該當
する資産」を「該当する固定資産」に、28頁1行目の「場合」を「と認め
られる場合」にそれぞれ改める。
20 (3) 原判決30頁20行目の各「受益的処分」をいずれも「授益的処分」に改
める。
(4) 原判決61頁4行目冒頭から5行目末尾までを次のとおり改める。

	区分	単位	使用料
公園施設を設け る場合	売店、飲食店 その他の施設	占用面積1平方メートルに つき1月	360円

- (5) 原判決62頁5行目の「因り」を「より」に改め、63頁5行目末尾に改

行の上、次のとおり加え、同11行目の「賃借」を「貸借」に、同14行目の「一、二」を「(1)、(2)」に、同15行目の「三」を「(3)」に、同18行目の「四～六」を「(4)～(6)」にそれぞれ改める。

「 第2章減免の対象 第1減免の対象資産 (2)公益減免

5 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）

ア、イ (略)

ウ 拝所、共同井戸等の土地及び家屋

エ～カ (略)」

第3 当裁判所の判断

10 1 当裁判所も、原審同様、控訴人らの請求はいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正し、後記2のとおり判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1及び2のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決31頁23行目の「都市公園」の前に「地方公共団体の設置に係る」と、同26行目の「困難」の前に「不適当若しくは」とそれぞれ加え、32頁23行目の「ある施設が」を「ある者が施設を設置して」に、同24行目の「その撤去」を「当該者に対してその施設の撤去」にそれぞれ改める。

15 (2) 原判決33頁17行目の「「本件設置許可及び撤去させないこと」を「、本件設置許可の取消しや契約の解除をして本件施設を撤去させないこと」に、同18行目冒頭の「法242条」を「地方自治法242条」に、同行目の「財務会計法上」を「財務会計上」にそれぞれ改め、同19行目の「。」を削り、同22行目の「補助参加人ら」を「補助参加人」に改め、34頁16行目の「20」の後に「、丙89」と、35頁18行目の「那覇市観光協会」の前に「一般社団法人」とそれぞれ加える。

20 (3) 原判決35頁22行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(ウ) なお、補助参加人は、前件最高裁判決後、①本件施設の公園側（多目的広場等のある側）にある扉を常時開放することとし、②本件施設につき「琉球と中国の永い交流の歴史を今に伝え、観光や学習の場及び文化活動に寄与するとともに、地域貢献を図る施設」であることなどを記載した案内看板を設置し、③既に取りやめていた本件施設における「学業成就（祈願）カード」の販売については今後も販売しないこととしたほか、④松山公園の利用者が本件施設の広場（御庭）に自由に入り出しができる旨を明示した上で文化・教養・スポーツ又はイベント等の活動のために本件施設の広場（御庭）の敷地全体を利用できることなどを記載した「久米至聖廟施設「明倫堂」及び「広場（御庭）」使用規程」を定めることなどを予定している。」

(4) 原判決35頁24行目の「53」の後に「、丙131、144、168、弁論の全趣旨」と、36頁6行目の「丙3」の後に「、89」と、同20行目の「参加人」の前に「補助」と、同26行目の「乙4」の後に「丙11、14」と、38頁21行目の「乙」の後に「1～」と、同行目の「38」の後に「、丙14」とそれぞれ加える。

(5) 原判決39頁15行目及び21行目の各「3月21日」をいずれも「4月1日」に、同16行目の「同年4月1日」を「同日」にそれぞれ改め、同19行目の「12条1項2号」の後に「(同改正前の15条1項2号と同内容のもの)」と、40頁3行目の「14～19」の後に「、26～28」と、同行目の「39～42」の後に「、45、46」とそれぞれ加える。

(6) 原判決41頁7行目の「土地の提供行為の態様」を「土地の提供及び占用の態様」に改め、同13行目冒頭から42頁3行目末尾までを次とおり改める。

「 なお、本件怠る事実（原審における請求の趣旨第1項）の違法の有無

は、口頭弁論終結時（令和5年1月26日）における事実関係に基づいて判断すべきであるから、上記の総合的な判断に当たっては、前件最高裁判決が本件使用料（平成26年4月1日から同年7月24日までの分）の全額免除が違憲であると判断したこと（前提事実(5)オ(イ)）を受けて、被控訴人市長が本件使用料やその後の期間（時効消滅していない平成28年6月分以降のもの）に係る公園使用料を請求し補助参加人がそれを納付したこと（同(6)）などを含め、上記の時点までの経緯や事情が考慮されるべきである。」

(7) 原判決43頁7行目の「同エ」を「同ア、エ」に、同15行目の「認定事実ア」を「認定事実ア、エ」にそれぞれ改め、同22行目末尾に「そして、釋奠祭禮の祭官は、例年、「祭主」1名（補助参加人の理事長）及び「執事」約25名（補助参加人の会員約200名から応募した者）が務め、運営委員会の下で準備を行うこととされている（丙88、90～92、弁論の全趣旨）。」と加え、同25行目の「宗教的行事を」から同26行目の「団体」までを「組織的な宗教的行事を行うことを重要な目的の一つとする団体」に改め、44頁23行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「なお、補助参加人は、前件最高裁判決の判示内容を受けて一定の措置を講じたことが認められるが（認定事実イ(ウ)）、釋奠祭禮については、琉球王朝時代に国事として行われていたものを再現し、その無形文化財への指定を目指しているなどと主張するものの、孔子の靈の存在を前提とする宗教的意義を払拭するような具体的な内容を伴うものではない。」

(8) 原判決46頁10行目の「本件施設の」の後に「観光資源等としての意義や」と加え、同13行目の「本件土地提供の態様等」を「本件土地の提供及び占用の態様等」に改め、同17行目から18行目にかけての「開放されており」の後に「（なお、前件最高裁判決後、公園側にある